

豊島区にふさわしい自転車の利活用

施策 No	取組	施策
1-1	連続した安全で快適な自転車走行空間の確保	<p>【新たな施策の検討・（総論）】</p> <p>★自転車走行環境の整備</p> <p>①車道の通行を基本に、区の道路事情に応じた自転車走行空間の確保を目指す。</p> <p>②東京の自転車利用の特徴を踏まえ、国、都、区等と連携し、国道、都道、区道等の自転車走行空間を連続させるべく、新たに自転車ネットワーク計画を策定する。</p> <p>【新たな施策の検討・（各論）】</p> <p>★具体的な取組み</p> <p>①自転車道の整備による走行の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の速度が高い道路（規制速度が50km/h超）においては、自転車の安全かつ円滑な走行のために、歩行者と自動車等と縁石線等で分離された一方通行の自転車道（幅員2.0m以上）の整備を目指す。 <p>②自転車専用通行帯整備による走行の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車道の条件に当てはまらない道路において、自転車走行空間の幅員が1.5m（やむを得ない場合は1.0m）以上確保できる場合は自転車専用通行帯の整備を目指す。 <p>③車道混在整備による走行の円滑化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車の速度が低く（規制速度が40km/h以下）、自動車交通量が少ない道路（自動車交通量が4,000台以下）においては、車道混在の整備により、自転車の走行空間の確保を目指す。 <p>④整備形態変化への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連続した安全で快適な自転車走行空間の確保のため、国や都の施策動向に対応していくものとする。 <p>⑤地域の取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路空間が狭く歩行者や自転車のための通行空間整備が困難な場合は、地元住民や利用者の意見を踏まえながら、自転車走行空間の確保を目指す。また、自転車を降りて押すことの推進等、道路空間のゆずりあい利用について地域と連携したマナーの向上活動を行い、自転車利用環境の向上を目指す。 <p>⑥路上駐車対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自転車の走行空間と駐車車両の占める空間は競合するため、物流における荷捌きや、バスやタクシー等の公共交通機関の乗降等を踏まえつつ、警察と地域が一体となって違法駐車を抑制するための取り組みを実施することで自転車走行環境の確保を目指す。
1-2	シェアサイクルの活用の検討	<p>【新たな施策の検討】</p> <p>★シェアサイクルの活用</p> <p>業務・商業拠点が区境を越えて分布する都心部から、区境を意識しないで利用できるシェアサイクルの広域的な相互利用を展開。（都や近隣自治体と連携、レンタサイクル事業試行を踏まえた検討）</p> <p>① 区境を越えた「広域利用の検討」</p> <p>② シェアサイクルステーション機能の充実（公開空地等の活用検討）</p> <p>③ 民間事業者の参入促進</p> <p>④ 区基本計画とリンクした各種施策との協働の検討</p>

1-3	自転車イベントの開催	【新たな施策の検討】 ① 自転車に関連する各種団体が主催する様々なイベントを誘致し、都や隣接する自治体や企業、そして出版団体等と協働して、広く自転車文化の発信と利用の普及啓発を図る。
1-4	撤去自転車のリサイクル事業の継続・推進	① 撤去自転車を再生し、再生自転車海外譲与自治体連絡会を通じて母子健康保健活動等の国際貢献を行う。 ② 撤去自転車の再生については、島根あさひ社会復帰センターと協力し事業を行う。 ③ 再生された自転車は、自転車商組合を通じて再生自転車の販売を行う。

自転車利用者に対するルール・マナーの普及啓発

① 交通安全教育について

施策No	取組	施策
2-1	学校等の教育機関による小学生、中学生、高校生、大学生等への交通安全教育	① 区立小学校全校で、自転車安全利用教室支援（テキストブック、安全グッズ等）を配布する。 ② 公立中学校でスケアード・ストレイト授業を行う。 ③ 公立私立中学校による職場体験学習の実施をする。 【新たな施策の検討】 各教育機関に対して、 ① 自転車通学者に対する講習会開催等（警察または学校）の参加を促す。 ② 自転車運転免許制度の導入を検討する。
2-2	企業による従業員への交通安全教育	【新たな施策の検討】 各企業に対して ① 企業単位での警察または都が主催する自転車交通安全講習会参加を促す。 ② 自転車通勤や業務で自転車を使用する際の許可条件として、講習参加を促す。
2-3	自転車販売店による自転車購入者への交通安全教育	自転車販売店に対して以下の協力を求める。 ① 自転車安全利用五則の説明を行う。 ② 自転車利用者に対し必要な自転車整備を促す。 ③ ヘルメット購入助成事業の協力を行う。
2-4	区・保育園・幼稚園による保護者への交通安全教育	① 保育園・幼稚園の児童、保護者へ、教材・チラシ等の配布による情報提供・啓発を実施する。 ② 親子自転車安全利用教室を実施する。 ③ 親子自転車安全利用教室参加者へ、ヘルメット助成額を優遇する。 ④ ランドセルカバー等を配布する。 ⑤ 子育てママさん交通安全研修会を実施する。 ⑥ 自転車商組合豊島支部の協力による、自転車点検を実施する。
2-5	町会等の地域コミュニティによる高齢者への交通安全教育	① 高齢者交通安全研修会を実施する。

2-6	警察による自動車運転免許更新者等への交通安全教育	① 区と区内3警察署合同で春と秋の交通安全運動期間前に運転者講習会を実施する。
2-7	交通安全区民のつどい	① 秋の交通安全運動前に区と区内3警察署合同で実施する。
2-8	自転車安全点検教育	【新たな施策の検討】 ① 様々な交通安全教育の機会を捉え、「東京都自転車点検整備指針」による日常的な点検を自転車利用者に促す。
2-9	自転車保険の周知	① 様々な交通安全教育の機会を捉え、自転車保険の周知に努める。

① 道路等安全点検・注意喚起等について

施策No	取組	施策
2-10	小学校通学路、高齢者施設等周辺道路の安全点検	① 区内3警察署、教育委員会、小学校、道路整備課、交通対策課で通学路等周辺道路の安全点検を実施する。
		【新たな施策の検討】 ① 高齢者施設周辺道路等の安全点検を実施する。
2-11	注意喚起看板等の設置	① 町会等の要望で設置場所を確認し、可能な場合に設置する。
2-12	スクールゾーンの設置、法定外路面表示	① 区内3警察署の要望を集約し、教育委員会と連携し対応する。
2-13	警備員による自転車安全利用街頭啓発	① ウイロードでの交通安全指導を行う。
		② 池袋東西地域の巡回指導（自転車安全利用指導）を行う。
2-14	区報、ホームページ、CATV等の活用	① 「広報としま」による交通安全啓発を実施する。
		② 区のホームページにより情報提供を行う。
		③ CATVを活用した啓発を行う。
		④ 安全安心メール配信の事故情報を配信する。
		【新たな施策の検討】 ① デジタルサイネージ、ICT等を活用し周知啓発を行う。

放置自転車防止の徹底

① 放置防止のためのルール・マナーの啓発について

施策 No	取組	施策
3-1	放置自転車等対策クリーンキャンペーン	① 池袋、巣鴨、目白、大塚駅、新大塚駅周辺でのキャンペーン実施を継続する。
		② 自転車駐車場の新規整備および放置の状況に応じて範囲を拡大し随時実施する。
3-2	巡回指導員による「放置防止及び自転車駐車場利用」の啓発	① 17駅及びサンシャインシティ周辺で巡回指導の実施を継続する。
		② 実施状況を検証し、放置の多い駅を中心に効果的に配置し啓発に努める。

② 放置自転車撤去について

施策 No	取組	施策
3-3	効果的な撤去の実施	① 放置禁止区域の新規指定や拡充、自転車駐車場の整備状況および放置状況等を踏まえ、効果的な撤去活動を行う。
		② 撤去業務（委託内容、撤去体制やその回数等）内容の適正化に努める。
		③ 放置が顕著な地域や時間帯を重点的として撤去活動を強化する。
		・薄暮撤去の継続強化実施。 ・休日撤去の継続強化実施。 ・夜間撤去の継続強化実施。
3-4	原因者負担の適正化	① 現在の撤去保管手数料は自転車5,000円、原付8,000円であるが、今後とも撤去保管にかかるコストに見合う撤去保管手数料の適正な金額を検討し設定する。
3-5	保管所の集約・適正な管理運営	① 都市計画道路等の工事にあわせ保管所を集約し、適正な収容台数を維持する。 ② 保管所運営の業務委託内容の適正化に努め、必要に応じ（運営内容等の）随時見直しを図る。
3-6	返還事務の効率化	① 警視庁と連携し返還事務の効率化を図る。 ② 放置を繰り返す複数回撤去対象者への啓発を行う。
		【新たな施策の検討】 ① 電算システムの更新を図り、事務作業の効率化を図る。
3-7	放置禁止区域の指定	① 既指定地域については必要に応じ随時見直しを図る。未指定地域については、自転車駐車場の整備等に伴い新たに放置禁止区域を指定する。
3-8	放置禁止以外の放置防止	① 必要に応じて長期放置自転車等の処分を実施する。 ② 私有地内自転車の自己責任による処分の啓発を行う。
3-9	短時間放置が目立つ集客施設に対する個別協議	① 短時間放置が目立つ集客施設等に対し、自転車駐車場設置や放置解決手法等、個別協議を行う。
		【新たな施策の検討】 ① 自転車駐車場設置事業者に対し、自転車関連施策協力者として表彰等を行う。 ② 附置義務自転車駐車場案内等への掲載をする。
3-10	附置義務自転車駐車場設置事業者に対する指導等	① 全ての道路に面した壁面に自転車駐車場の位置、経路、運用、その他の利用に関し必要な事項表示を義務付ける。
		② 自転車駐車場等へ立ち入り検査を行う。

自転車駐車場の効果的利用方法の検討

① 自転車駐車場の効果的利用方法について

施策 No	取組	施策
3-11	自転車駐車場定期利用者に対する優先順位の明確化	<p>① 身体に障害があり、日常生活を営むに当たり自転車等の利用を欠かすことができない者。</p> <p>② 豊島区の区域内に住所を有し、又は勤務先若しくは通学先を有する者。</p> <p>③ 区内に住所を有しない者のうち、駐車場の最寄りの駅から住所までが、規則で定める距離以上離れている者。</p>
3-12	ICT等を活用した自転車駐車場への誘導等	<p>① 放置自転車等対策キャンペーンによる利用誘導を行う。</p> <p>② 撤去後の問い合わせ等で自転車駐車場のご案内を行う。</p> <p>③ 民間地図サービス事業者への情報提供を行う。</p> <p>【新たな施策の検討】</p> <p>① 自転車駐車場の満空表示をほぼリアルタイムでWEB上に掲示し誘導する。</p> <p>② 道路管理者、交通管理者と協議し、自転車駐車場へのピクトグラム（路面表示）を用いて誘導する。（都と連携）</p>
3-13	効率的自転車駐車場運営の検討	<p>① 指定管理者導入推進等による効率的な運営の継続を進める。</p> <p>② 自転車駐車場から駅までの距離や、利便性に応じた利用料金の設定検討をする。</p> <p>③ 地域特性を踏まえた開場時間設定の検討をする。</p>

1 池袋駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針 (自転車駐車場整備事業計画)

施策内容	前期 (平成28～32年度)
池袋駅周辺における自転車駐車場の利便性向上	池袋駅周辺の自転車駐車場における駐輪利用実態にあわせ、必要な方策を検討する。

2 大塚駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

施策内容	前期 (平成28～32年度)
南口駅前広場地下部分を活用した自転車駐車場の整備	鉄道事業者の協力により、駅前広場地下部分の無償提供を受け、収容台数700台程度の自転車駐車場整備を行う。 平成29年3月完成を目指す。
自定無料置場の廃止	南口地下自転車駐車場の整備に併せ暫定の登録制自転車置場を廃止する。
北口広場の再整備に伴う路上自転車駐車場の再整備	北口駅前広場の再整備に伴い路上自転車駐車場を再配置する。

3 巣鴨駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

施策内容	前期 (平成28～32年度)
巣鴨駅北口における自転車駐車場の利便性向上	巣鴨駅北自転車駐車場における駐輪利用実態（自転車大型化）にあわせ、必要な方策を検討する。
巣鴨駅南口や巣鴨駅西側における自転車駐車場拡張や新設等検討	南口における自転車駐車場利用需要に応えるため、駅至近での収容台数増加に向けた検討を行う。

4 目白駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

施策内容	前期 (平成28～32年度)
目白駅北口における自転車駐車場の利便性向上	目白駅北自転車駐車場における駐輪利用実態にあわせ、必要な方策を検討する。
目白駅東や目白駅西自転車駐車場拡張や新設等検討	自転車駐車場利用需要に応えるため、駅至近での収容台数増加に向けた検討を行う。

5 駒込駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

① 自転車乗り入れ台数が既存の自転車駐車場の収容台数を下回っているため、既設自転車駐車場は現状維持を基本とし、適宜利用しやすい自転車駐車場として改修整備を行う。

② 指定管理者や地域との協力により駒込駅北自転車駐車場の利用率の向上に努める。また、隣接する文京区・北区とも協働しさらなる放置自転車対策や自転車駐車場利用方法等協議を行っていく。

6 北池袋駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

施策内容	前期 (平成28～32年度)
北池袋駅周辺における自転車駐車場の新たな施設整備	補助82号線道路工事にあわせ、新たな自転車駐車場整備の検討を行う。

7 下板橋駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

施策内容	前期 (平成28～32年度)
下板橋袋駅周辺における自転車駐車場の新たな施設整備	補助73号線道路工事にあわせ、新たな自転車駐車場整備の検討を行う。

8 椎名町駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

①自転車乗り入れ台数が既存の自転車駐車場の収容台数を下回っているため、既存自転車駐車場は現状維持を基本とし、適宜利用しやすい自転車駐車場として改修整備を行う。

9 東長崎駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

① 自転車乗り入れ台数が既存の自転車駐車場の収容台数を下回っているため、既存自転車駐車場は現状維持を基本とする。

10 東池袋駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

施策内容	前期 (平成28～32年度)
東池袋登録制自転車置場の一部廃止	補助81号線道路工事進捗にあわせ、一部廃止を進める。
東池袋登録制自転車置場の改廃	一部廃止に伴う収容台数の減を補うため、新たな自転車駐車場整備を検討する。

11 要町駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

施策内容	前期 (平成28～32年度)
要町駅における自転車駐車場の利便性向上	駐輪利用実態（当日利用の増加、自転車大型化）にあわせ、必要な方策を検討する。
要町駅北口における自転車駐車場拡張や新設等検討	自転車駐車場利用需要に応えるため、駅至近での収容台数増加に向けた検討協議を行う。

12 千川駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

施策内容	前期 (平成28～32年度)
千川駅における自転車駐車場の利便性向上	駐輪利用実態（当日利用の増加、自転車大型化）にあわせ、必要な方策を検討する。
千川駅における自転車駐車場拡張や新設等検討	自転車駐車場利用需要に応えるため、駅至近での収容台数増加に向けた検討協議を行う。

13 西巢鴨駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

① 自転車乗り入れ台数が既存の自転車駐車場の収容台数を下回っているため、既存自転車駐車場は現状維持を基本とし、機会を捉えて改修・修繕を行っていく。

② 既存自転車駐車場指定管理者や地域との協力により西巢鴨駅自転車駐車場の利用率の向上に努める。また、隣接する北区とも協力しながら放置自転車対策や自転車駐車場利用方法等協議を行っていく。

14 新大塚駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

① 新大塚駅路上駐車場については、コイン式当日利用が73台、平置定期利用が73台として運営しているが、特に新大塚駅に至近の当日利用コイン式の利用率は大変高い。したがって、駅から距離のある定期利用用途の自転車駐車場から当日利用用途への転換を含め検討していく。

② 検討の結果、必要に応じて新たな自転車駐車場の整備を図る。

③ 隣接する文京区と協働しさらなる放置自転車対策や自転車駐車場利用方法等協議を行っていく。

15 落合南長崎駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

① 南長崎自転車駐車場においては、南長崎スポーツセンターと併設する自転車駐車場であり収容台数は充足している。また新目白通りを挟んだ集客施設においては附置義務自転車駐車場の台数を満たしている。今後は集客施設と協議を重ね、短時間であっても集客施設内の自転車駐車場または南長崎自転車駐車場の利用するよう啓発していく。

② 隣接する新宿区と協議し、さらなる放置自転車対策や自転車駐車場利用方法等協議していく。

16 高田馬場駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

① 高田馬場駅周辺の本区エリアは、当該駅から離れていることもあり、現状維持を基本とする。

② 既存施設の活用を継続しながら、隣接する新宿区と協働し将来の自転車駐車場整備や自転車駐車場利用方法等協議を行っていく。

17 雑司が谷駅周辺における自転車駐車場関連施策の方針

① 既存施設の活用を継続しながら、隣接する新宿区と協働し将来の自転車駐車場整備や自転車駐車場利用方法等協議を行っていく。

18 板橋駅周辺における自転車関連施策の方針

① 新たな自転車駐車場整備目標は掲げず、隣接区と協議しながら条例に基づく放置自転車撤去活動を継続する。